

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年4月から49年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間における納付の確認ができないとの回答を受け取った。

昭和44年4月ごろ夫に勧められ、A市B連絡所（現在は、A市C区役所D連絡所）で国民年金の加入手続を行った。私は自宅において小売業を営んでおり、当時はまだスーパーやコンビニなどが無く店の経営は順調であった。国民年金保険料については、毎月、公会堂にて固定資産税、国民健康保険料、市民税及び軽自動車税などと一緒にE連合会に自分で納めていたのに、申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、国民年金の種別変更手続及び厚生年金保険との切替手続も適切に行っているなど、申立人の納付意識が高いことがうかがえる。

また、申立人は、①国民年金の加入手続を行ったA市B連絡所の庁舎は、改築前であったこと、②保険料は、毎月定例日（28日）に公会堂においてE納税貯蓄組合連合会（納付組織）により税金等と一緒に集められていたこと、③納付組織は町内会の役員で構成され、会長の名前を記憶しているなど、具体的な記憶を有しており、その内容は特段不合理であるとは言い難い。

さらに、申立期間は、平成14年8月13日に社会保険庁の記録が変更されたことにより未加入期間となっているが、記録変更以前の記録において、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年4月1日を資格取得日として、同年4月ごろに払い出されたものと確認でき、この時点では、申立人の主張する方法による保険料の納付が可能である上、A市役所の記録と社会保険庁の特殊台帳の

記録とに不整合がみられるなど、行政側の記録管理が適切に行われなかったことを考慮すると、納付意識の高い申立人が申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から43年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

母から、私が20歳になったころ、私の国民年金の加入手続を行い、保険料も納付してくれたと聞いているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、申立期間当時の保険料を納付したとする申立人の母及びその同居家族も国民年金加入期間中の保険料をすべて納付しており、申立人及びその家族の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和43年4月18日に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の保険料については現年度納付が可能であったことから、納付意識の高い申立人の母が、申立期間の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年10月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年8月から56年3月まで
② 昭和56年4月から同年12月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間①については納付事実が確認できず、申立期間②については付加保険料の納付事実は確認できなかったとの回答を受け取った。

申立期間①の保険料は、当時、母から、昭和55年の3月か4月ごろに一括納付してきたと聞いた。私は、その後、叔母の家で働き、その収入の中から母に一括納付してもらったお金を毎月返していたが、その額についてはよく覚えていない。

申立期間②については、私自身が昭和56年度から付加保険料を合わせて納付したと記憶しており、年度の途中から納付したとは考えられない。

このため、申立期間①の定額保険料及び申立期間②の付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、両申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、国民年金加入直後の57年1月から61年3月までは、付加保険料も納付するなど、申立人の保険料を納付したとするその母の納付意識は高かったものと認められる。

また、社会保険庁の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年8月7日を資格取得日としてその実弟と連番で56年12月ごろに払い出されており、この時点においては、54年10月から56年3月までの保険料は過年度納付が可能である。

さらに、申立人が、その母からまとめて保険料を納付したと言われたとの記憶は具体的かつ鮮明であることを考慮すると、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出し時点において、申立期間①のうち、過年度納付が可能であった昭和54年10月から56年3月までの保険料を納付意識の高い申立人の母が納付したと考えても不自然ではない。

しかしながら、国民年金手帳記号番号の払出し時点において、申立期間①のうち、昭和50年8月から54年9月までの保険料については、時効により納付することができない。

- 2 申立期間②について、申立人は、定額保険料とともに付加保険料も納付したと主張するが、申立人に係る社会保険事務所保管の特殊台帳及びA市役所保管の被保険者名簿並びに申立人が所持する国民年金手帳のいずれにも、昭和57年1月4日に付加保険料を納付する者となる申出がなされた旨の記載が確認できることから、申立期間②については、制度上、付加保険料を納付することができなかったものと推認できる。

また、申立期間②については定額保険料のみが納付済みであることが確認できる上、申立期間②の付加保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに付加保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年10月から56年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から44年3月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年9月から44年3月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和43年9月から44年3月まで及び50年1月から同年3月までの納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

申立期間①については、自営業をするためにそれまで勤めていた会社を退職したので、妻が、私と妻の国民健康保険の加入手続と一緒に国民年金の加入手続を行った。保険料については、私が市役所に出向き二人分を納付していた。

申立期間②については、妻が町内会の集金担当者に毎月二人分を納付していた。町内会の集金は輪番制で妻自身も集金当番になったことがある。いつも夫婦同一日に納付していたのに私だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

両申立期間の合計は10か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど、比較的納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、申立期間①について、その妻が、申立人夫婦の国民健康保険の加入手続と一緒に国民年金の加入手続を行ったとしているところ、事実、A市役所の国民健康保険の加入記録から夫婦とも昭和43年9月1日に国民健康保険に加入していることが確認できる上、同市役所は、当時、国民健康保険の新規加入者に対しては国民年金の加入勧奨も行っていたと回答しているこ

とから、申立内容には信^{びょう}憑性が認められる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号払出し時点では、申立期間①は保険料の現年度納付が可能であることを考慮すると、納付意識の高い申立人が保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

加えて、申立期間②についても、申立人及びその妻が所持する国民年金手帳から、昭和44年4月から47年3月までの保険料が夫婦共同日に納付されていることが確認できるとともに、前後の期間は保険料が納付済みとなっている上、申立人の妻の保険料が納付済みであることを考慮すると、申立人の妻が、申立人の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成9年1月から同年9月までは34万円、同年10月から10年7月までは36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月1日から10年8月30日まで

社会保険事務所の訪問調査により、平成9年1月からの標準報酬月額が20万円、同年10月からの標準報酬月額が15万円と記録されていることを知らされた。

当時、A社からは給与として役員報酬36万円をもらっており、厚生年金保険料も給与相当額を控除されていたので、申立期間について標準報酬月額の訂正をしてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の標準報酬月額記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成9年給料計算(年末調整)書から、同年1月から同年12月までの期間についてA社から月額36万円の報酬が申立人に支払われ、34万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録により、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成10年8月30日の後の同年9月7日付けで、9年1月から同年9月までは34万円から20万円に、同年10月から10年7月までは36万円から15万円に、それぞれさかのぼって引き下げる訂正処理が行われていることが確認できる。

さらに、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により取締役であることが確認できるが、既に死亡しており、申立人の妻は、「本社移転前は私が会社経理及び

社会保険関係の事務を行っていたが、本社移転後は全く関わっておらず、夫はB県所在の支店勤務で建具の設計・製造の責任者であったので、同社の経理には一切関わっていなかった。」と証言している。

加えて、A社の経理責任者であった取締役は、「本社移転後の会社の経理はすべて自分が行っていて、社会保険事務所から滞納保険料の納付催促を受け分割納付していたが、標準報酬月額をさかのぼって訂正する届出をした記憶が無く、また、他の取締役には報酬訂正に係る届出の相談をしていない。」と証言している。

また、A社の会社整理事務を行った弁護士事務所は、同社の印鑑は平成10年9月ごろから、会社整理の際、誤押印による被害を防ぐため一時預かったが、社会保険関係の届出書を作成した記憶は無いと回答している。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由はなく、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成9年1月から同年9月までは34万円、同年10月から10年7月までは36万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年5月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月14日から同年5月14日まで
社会保険事務所へ厚生年金保険加入期間について照会したところ、申立期間の厚生年金保険の加入が確認できない旨の回答を受け取った。

B市役所へ転職する前日までA社に勤務し、現場で工事監理を行っていたので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚3人の証言から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年3月の社会保険事務所の記録から8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和33年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から34年4月1日まで

妻の年金相談に行った際に、私の年金記録も調べてもらったところ、申立期間の厚生年金保険記録が無いことが分かった。

私は高校卒業後の昭和28年4月からA社に勤務し、30年7月からは正社員となり社会保険に加入した。その後、昭和31年4月に短期大学B科入学のため休職し、33年3月に卒業し同社に復職した。

このため、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が所持する建設業法(昭和24年5月24日法律第100号)第7条第4号(当時)に係る登録申請書の添付書類(誓約書)及び同社の回答書から、申立期間において、申立人が同社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人が昭和33年4月の復職後、最初に従事したとする業務に係る同僚及び申立期間に同じく取締役であった年齢の近い同僚が厚生年金保険に加入していることから、申立人が厚生年金保険に加入していなかったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和34年4月の社会保険庁のオンライン記録から、1万8,000円とすることが妥当で

ある。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定など、いずれの機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和34年4月1日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る33年4月から34年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和35年6月1日、資格喪失日に係る記録を36年8月20日とし、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日に係る記録を昭和40年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

申立期間③について、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社における資格取得日に係る記録を昭和40年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年8月から同年9月までは2万7,000円、同年10月から41年9月までは3万円、同年10月から42年3月までは3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年6月1日から36年8月20日まで
② 昭和40年3月21日から同年8月21日まで
③ 昭和40年8月21日から42年4月1日まで

申立期間について照会申出書を社会保険事務所へ提出したところ、上記のいずれの期間においても、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受け取った。

私は、それぞれの申立期間において、会社は異なるが確かに勤務しており、

いずれの会社も厚生年金保険に加入し保険料を控除されていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、同僚二人の証言から、申立人がA社において業務内容等に変更無く勤務していたことが推認できる。

また、申立人と同時期にA社に勤務し、申立人と同じ業務に従事していたと申立人が記憶する同僚9人は、社会保険事務所の記録により、申立期間①の同社における厚生年金保険の被保険者としての記録があることが確認できる。

さらに、申立人及び同僚が証言している当時のA社の従業員数は、社会保険事務所の記録による厚生年金保険被保険者数とおおむね一致していることから、同社では、原則として、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、被保険者資格の取得日及び喪失日については、申立人、その配偶者及び同僚の証言から、申立人はA社に昭和33年12月の婚姻前から同社が倒産した37年7月ごろまで勤務していたことが推認できることから、同社の厚生年金保険の適用日である35年6月1日に資格取得し、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった36年8月20日に資格喪失したと判断することが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A社において申立人と同年齢で同じ業務に従事していた同僚に係る社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、社会保険庁のA社に係るオンライン記録において健康保険の整理番号に欠落は無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、資格の取得及び喪失等のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われていないと認められる。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年6月から36年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、同僚二人の証言から、申立人がB社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、勤務形態は申立期間②を含めて変更は無く、一貫して現場の作業に従事していたと主張しており、同僚も同様の証言をしていることから、申立人の同社における勤務形態及び業務内容に変更が無かったことが推認できる。

さらに、申立期間②に申立人と一緒に現場の作業に従事していたと申立人が記憶する同僚6人は、申立期間のB社における厚生年金保険の被保険者としての記録があることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和40年2月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は既に厚生年金保険適用事業所ではなくなっており、当時の事情を証言できる役員等も見当たらない上、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

3 申立期間③について、雇用保険の記録及び同僚二人の証言から、申立人がC社に勤務していたことが推認できる。

また、同僚一人の証言から、申立人はC社において機器オペレーターとして現場作業に従事し、申立期間③と厚生年金保険被保険者記録がある期間との間において勤務形態や業務内容に変化は無いことが確認できる。

さらに、C社は、常用雇用の技術職は厚生年金保険に加入させていたと回答している上、申立期間③当時の同社の事務担当者は、従業員は採用後速やかに厚生年金保険の加入手続を行い、保険料を控除していたと証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額は、C社において申立人と同時期に同種の業務に従事していた同僚4人の社会保険庁のオンライン記録から、昭和40年8月から同年9月までは2万7,000円、同年10月から41年9月までは3万円、同年10月から42年3月までは3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主が保管していた申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届確認及び標準報酬決定通知書に記載されている日付から判断すると、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格取得の届出を行ったものと認められる。したがって、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年8月から42年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準報酬月額に係る記録を、昭和61年5月から63年3月までの期間については18万円、同年4月から平成2年3月までの期間については19万円、同年4月から4年3月までの期間については20万円、同年4月から7年2月までの期間については22万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年5月6日から平成7年3月23日まで

「ねんきん特別便」がきたので、A社に勤めていた昭和61年5月6日から平成7年3月22日までの年金記録を確認したところ、実際にもらっていた報酬額と大幅に相違しているのが判明した。

調査をして正しい標準報酬月額（200千円以上）に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持している平成3年8月の給与支払明細書及び5年の給与所得に係る源泉徴収票の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁の記録が相違していることが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与支払明細書等において

確認できる保険料控除額及び同僚の給与明細書により確認できる保険料控除額等から、昭和 61 年 5 月から 63 年 3 月までの期間については 18 万円、同年 4 月から平成 2 年 3 月までの期間については 19 万円、同年 4 月から 4 年 3 月までの期間については 20 万円、同年 4 月から 7 年 2 月までの期間については 22 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所が保管していた申立人に係る資格取得確認及び標準報酬決定通知書、昭和 62 年及び平成 5 年の定時決定に係る標準報酬決定通知書並びに資格喪失確認通知書の内容が社会保険事務所の記録と一致していることから、社会保険事務所の記録どおりの届出がなされたものと認められる。その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和63年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額（17万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間②において、申立人に係る上記の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年6月30日から同年7月1日まで
: ② 昭和63年4月11日から同年6月30日まで

社会保険庁からの「ねんきん特別便」の厚生年金保険加入期間を確認したところ、昭和63年6月30日に資格喪失したことになっている。

当時、A社に昭和63年6月30日まで勤務していたので、資格喪失日は同年7月1日となるはずである。

また、昭和63年5月から同年7月までの給与支払明細書に厚生年金保険料が控除されているが、社会保険庁の厚生年金記録の標準報酬月額が過少となっている。控除額に見合った記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社発行の昭和63年分給与所得の源泉徴収票及び雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書から、申立人が、同社に昭和

63年6月30日まで勤務していたことが確認できる。

また、申立人提出の昭和63年7月分給与支払明細書には、厚生年金保険料の控除が記載されていることから、その期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書で控除が確認できる厚生年金保険料から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、後継事業所は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和63年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同年6月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる報酬月額から、昭和63年4月及び同年5月について17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、後継事業所は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA県教育庁B教育事務所における資格喪失日に係る記録を平成6年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月24日から同年4月1日まで
社会保険事務所へ厚生年金保険加入期間について照会したところ、申立期間の加入記録が確認できないとの回答を受け取った。

平成5年12月1日から6年3月23日までの期間に係るA県教育委員会の臨時職員の辞令が交付され、その後、引き続き6年3月24日から7年1月17日まで更新する辞令の交付を受けたが、6年3月31日付けの辞令により職を辞した。その際、平成6年3月24日から同年3月31日まで給与が支給され、3月分の厚生年金保険料も控除された。

このため、平成6年3月を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していたA県教育委員会の辞令書及び給与明細書から、申立人は、申立期間においてC市立D小学校に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成6年3月の給与明細書から22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したと主張しているものの、辞令書には、平成6年3月23日までの採用期間が記載されており、この日付は社会保険事務所では知り得ない日付であることから、事業主がこの翌日である同年3月24日を資格喪失日として届

け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年8月及び同年9月について、その主張する標準報酬月額（1万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を1万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和41年5月から42年6月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を42年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月25日から43年4月1日まで
社会保険事務所で厚生年金保険への加入記録を照会したところ、昭和41年5月1日から43年4月1日までの期間、被保険者記録が確認できなかった。

上記期間については、A社に勤務していたはずであり、私は、同社に勤務していた期間について、厚生年金保険料が控除されたことが確認できる給料支払明細書を保管している。

再度調査を行い、厚生年金保険加入記録のない期間について被保険者期間として認めてほしい。また、それ以外の期間については、社会保険庁の記録が実際の控除額に見合う標準報酬月額になっていなかった場合、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和40年8月及び同年9月について、申立人保管の給料支払明細書から、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の保管する給料支払明細書に記載された厚生年金保険料控除額から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和39年4月から40年7月までの期間及び同年10月から41年4月までの期間については、給料支払明細書における厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所の記録と一致しているか、または低額となっていることが確認できることから、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間のうち、昭和41年5月から42年6月までの期間について、申立人保管の給料支払明細書から、申立人がA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の保管する給料支払明細書に記載された厚生年金保険料控除額から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、当該期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主は昭和41年5月1日を厚生年金保険の資格喪失日として社会保険事務所に届け出たものと認められる。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る41年5月から42年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和42年7月から43年3月までの期間については、給料支払明細書から、継続して勤務していたことが確認できるものの、同明細書において、厚生年金保険料が控除されていたことは確認できないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から同年5月までの期間及び46年3月から同年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年3月から同年5月まで
② 昭和46年3月から同年4月まで

国民年金保険料納付記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の保険料納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

私は、養子に入る予定で高校卒業後からA（昭和46年11月から養母）の家と一緒に暮らしていた。自分自身では国民年金加入手続及び申立期間の保険料納付を行っていないが、Aが、私が会社を退職した昭和45年3月ごろに加入手続を行い、町内の集金により保険料を納付していたと思うのに申立期間が未加入及び未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その養母が、昭和45年3月ごろに国民年金の加入手続を行い、両申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は51年2月に払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間については時効により保険料を納付できず、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする養母は、既に死亡しているため、国民年金の加入状況及び保険料納付状況が不明である。

さらに、申立人の養母が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から42年1月まで
年金裁定時であったと思うが、若いころに国民年金の未加入期間があると言われ、A市役所に照会したが分からずそのままにしてあった。
その後、年金問題が盛んに報道されるようになり社会保険事務所で調べてもらったが、同じく未加入期間であるとの回答であった。申立期間の保険料は地区婦人会の集金人に払っており、払うと受領印をもらったのを覚えているので、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度開始時の昭和36年4月から保険料を納付したとしているが、①B町役場（現在は、C市D区役所E出張所）及び社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、35年12月16日を任意加入の資格取得日として36年3月7日に払い出された上、同年4月1日付で資格喪失していること、②C市役所が保管するB町作成の国民年金被保険者名簿の備考欄には「不在被保険者」「転出S36.1.18」の記載があること、③社会保険事務所保管の国民年金受付処理簿から、申立人に対し、B町からA市へ転居（昭和36年1月）後の42年2月28日にA市において別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できることから、申立人が居住していたA市では、42年1月までの間は未加入者として取扱われていたものと推認でき、この結果、保険料の納付ができなかったものと考えられる。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和42年3月時点では、申立人は国家公務員共済組合員である配偶者と婚姻していることから任意加入被保険者であり、制度上、さかのぼって申立期間の保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

新潟国民年金 事案 870

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から46年12月まで
国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。
昭和44年ごろ、隣に住んでいた奥さんに声をかけられたのをきっかけにA市役所にて加入手続を行った。保険料は集金担当であったその奥さんに納めていたのに、申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年ごろに隣に住んでいた集金人と思われる人物からの勧誘を契機に国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の所持する国民年金手帳（昭和38年6月払出し）から、申立人は、48年9月29日に国民年金に任意加入したことが確認できるとともに、A市役所保管の国民年金被保険者名簿においても、同日付けで任意加入していることが確認できる上、申立期間については厚生年金保険被保険者と婚姻（昭和42年11月）していることから任意の未加入期間であり、制度上、保険料の納付はできなかったものと推認できる。

なお、A市役所保管の国民年金被保険者名簿の記録から、申立人に対し昭和48年9月29日を任意加入の資格取得日とする別の国民年金手帳記号番号（昭和55年2月8日誤適取消処理）が払い出されていることが確認できるが、当該記号番号によっても、申立期間は任意の未加入期間であることから、制度上、保険料の納付はできなかったものと推認できる。

さらに、氏名検索によっても、申立人に更に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人は、A市において隣に住んでいた集金人と思われる人物に保険料を納付していたはずだとしているが、当該人物からは所在が不明のため証言を得ることができない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年3月まで

65歳近くになり、A市役所B地区事務所（現在は、A市C区役所D出張所）へ年金受給の手続に行った。その時に2年間の国民年金の未加入期間があるとされた。

当時の保険料納付は母に任せており、その母は亡くなっているので確かめようがないが、町内の民生委員が集金に来ており、第3号被保険者となるまでの期間はずっと保険料を納付していたと思うので、国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足時から国民年金第3号被保険者となるまでの期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立人の所持する国民年金手帳には、申立人が昭和59年4月28日に資格喪失した旨の記載が確認できる上、A市役所が保管する国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所の保管する国民年金被保険者台帳においても、同日付けで資格喪失した旨の記載が確認できることから、この時点において資格喪失の手続が行われ、申立期間については納付書が発行されず、保険料の納付ができなかったものと考えられる。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していない上、保険料の納付を行ったとする申立人の母は、既に死亡しているため、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 3 年 1 月 16 日から同年 8 月 14 日まで
② 平成 4 年 1 月 18 日から同年 7 月 10 日まで

「ねんきん特別便」を確認したところ、A社B営業所に臨時員として勤務した申立期間①及び②において、雇用契約では勤務開始から2か月経過後に厚生年金に加入することになっていたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことに納得がいかない。

厚生年金保険に加入すべき期間は給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、雇用保険の加入記録及び複数の同僚等の証言から、期間は特定できないものの、申立人がA社B営業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録から、申立人が所持している平成4年8月現在のA社B営業所臨時員名簿に記載されている18人のうち6人について同社の厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる上、被保険者縦覧照会回答票には、申立期間①及び②において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

また、A社は、「社会保険への加入要件については、健康保険法及び厚生年金保険法の定めにより、所定労働時間及び所定労働日数が一般社員のおおむね4分の3以上あれば加入するが、臨時に使用する者であって2か月以内の期間を定めて使用する者などは適用除外の取り扱いとして社会保険へは加入させていない。」と回答しており、申立人自身も税法上、その夫の被扶養者となるため、「出勤日数を調整していた。」と述べていることを考慮すると、申立期間①及び②については、申立人は厚生年金保険の加入要件に該当していなかった

ものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 5 月 25 日から 34 年 10 月 1 日まで
60 歳のときに社会保険事務所に年金の請求に行った際、「脱退手当金を支給済みです。」と言われた。しかし、私は絶対に脱退手当金をもらっていないので、調査をして申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 34 年 12 月 25 日に支給決定されている上、被保険者台帳には、厚生省（当時）が脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ同年 11 月 20 日に回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人が申立期間に勤務していた A 社（当時は、B 社）は、申立人の退職に際し、脱退手当金の説明及び書類等の提出指示を行い、請求手続を代行し、申立人に代わって脱退手当金を受領したと回答している上、同社が提出した健康保険・厚生年金受払簿には昭和 34 年 12 月 25 日に申立人の義母が脱退手当金を受領した旨の記載がある。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年12月から34年12月まで

「ねんきん特別便」を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無く納得がいかない。

申立期間はA社に勤務しており、その間、B市、C市、D町と勤務場所は変わったが、厚生年金保険に加入していたはずである。

このため、申立期間について厚生年金保険に加入していたと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の当時の上司の証言から、申立期間の一部について、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該上司は、「当時、当該事業所は会社としての体裁が整っておらず、給与体系も無かったため、社会保険に加入しておらず、保険料の控除は行っていなかった。」と証言しており、事実、社会保険事務所の記録からは、A社が厚生年金保険の適用事業所となっていたことを確認できない上、当該上司も申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

また、A社の商業登記簿は存在しない上、申立人は、申立期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていた具体的な記憶は無く、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 9 月 30 日まで

昭和 62 年に社会保険事務所で年金受給額について問い合わせた際、A社に勤務した 17 年 6 月 1 日から 20 年 9 月 30 日までの厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金として支給されていることを知った。

私は、昭和 17 年から A 社に勤務し、20 年 6 月 1 日に兵隊として B 地に行き終戦後の同年 10 月 4 日ごろ復員した。その後、地元に戻り友人から会社に復員届を出してもらった。しばらくして会社からはがきで会社を閉める説明がある連絡をもらったが、指定日には行けず、翌日会社に行ったが既に会社は閉まっていた。それ以降、会社とは連絡は取っておらず現在に至っている。

私は、脱退手当金を受け取っていないにもかかわらず脱退手当金支給記録があることに納得がいかない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間と申立期間後に厚生年金保険に再加入した被保険者期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号となっており、脱退手当金を受給したために別番号が払い出されたものとするのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。